

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2015.7. No. 28

事務局：静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail: mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL: <http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren>

消費者問題ネットワークしずおか

HP <http://net-shizuoka.com/>

総会を開催しました

消費者問題ネットワークしずおか第10期
総会が36名の参加で開催され、提案の議案が
全て承認されました！

- ①2014年度活動報告・決算報告
- ②監査報告
- ③2015年度活動計画・予算
- ④新旧役員挨拶



<総会の様子>

第6回幹事会議事録

日時：2015年7月17日（金）12:00～

会場：静岡県司法書士会館 4F 司ホール

1. 報告承認事項
 - (1) 14年度第5回幹事会議事録を承認した。
2. 検討事項
 - (1) 総会について 議事・運営分担等の確認をした。
 - (2) 10周年記念事業について
3. 情報交換

ご挨拶

今年度から新しく事務局長となり、通信を担当する江崎玲子と申します。

立ち上げから関わり大きく育ててこられた小野前事務局長の後を受け、この組織の活動の質を落とすことなく活動できるよう尽力いたします。ライフテーマは、「寄り添って歩く」です。（点字技能師、点字指導員）

次回幹事会

2015年8月31日（月）

13時半～15時半

ユーコープしずおか県本部

※オブザーバー参加ご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。

<第2部学習会を、ちょっと頑張ってまとめました！>

学習会報告 消費生活相談員資格制度について

消費者庁 消費者教育・地方協力課 課長補佐 吉田朗 氏

★ 消費生活相談員に関する現行資格とその状況

(以下、資格名、資格試験実施団体、H26年1月時点での資格者数、開始時期の順)

- ・ 消費生活専門相談員・・・独立行政法人国民生活センター、5,431名、平成3年
- ・ 消費生活アドバイザー・・・一般財団法人日本産業協会、11,484名、昭和55年
- ・ 消費生活コンサルタント・・・一般財団法人日本消費者協会、3,131名、昭和37年

★ 現在の問題点

- ・ 自治体で相談員として働く者のうち約5分の1が上記3資格のいずれも保有していない。
- ・ 資格内容や付与団体となるために必要な条件、参入手続きがなく、団体や資格についての国の関与（改善命令等）の仕組みがない

改定消費者安全法（平成28年4月1日施行）

- ・ 消費生活センター：「消費生活相談員」を相談・あっせんの事務に従事させる（職の法定）
- ・ 消費生活相談窓口：「消費生活相談員」を置くよう努めなければならない
- ・ 消費生活相談員の任用要件：消費生活相談員資格試験合格者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事・市町村長が認める者
- ・ 法定の要件を満たした団体を試験機関として、内閣総理大臣が登録（公正な手続きを法定）

↓

★ 消費生活相談員の法的位置づけの明確化

(都道府県対象の) 指定消費生活相談員については平成31年4月1日施行

国家資格となる消費生活相談員資格試験を実施（但し、消費者庁は実施しない。既存の資格試験が要件を満たせば、そのまま国家資格となる）。同時に現存の3資格保持者からの円滑な移行措置も実施。

消費生活相談員の職務・能力が担保されることにより

事業者の理解 → 円滑なあっせん、

消費者の理解 → 消費生活センター、窓口への高い信頼

行政の理解 → 処遇改善、研修機会の確保、必要な定員の確保

がされ、どこに住んでいても質の高い消費生活相談が受けられる体制が構築される

★ 現行の3資格保持者・現場の円滑な移行措置の内容

- ・ 指定講習の開催 改正法施行の平成28年4月～平成33年4月の5年間のみ実施予定される。
- ・ 3資格のいずれかを有する者が「合格した者とみなされる」条件
- ・ 資格認定試験の一部免除措置